

着任のご挨拶



古河税務署長
田中 厚

本年の7月の人事異動により古河税務署長を拝命いたしました田中と申します。国税局課税第一部統括国税実査官から転任してまいりました。前任の生永署長同様、よろしく願いいたします。

川島会長をはじめ、公益社団法人古河法人会の皆様には、税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

私は栃木県の出身で、隣県である茨城県内での勤務は2回目になります。古河税務署管内は関東平野の中心に位置し、全域で農業が盛んであると同時に交通ネットワークを活かした工業開発を目指し、発展し続ける地域です。また、室町時代以来の城下町として栄えた歴史ある古河の地で署長として勤務できますことは光栄であり重責を感じております。

古河法人会におかれましては、税に関する各種研修会の開催をはじめ、租税教室への講師派遣、租税教育用ツール等の作成・配布などの租税教育事業等への取り組みを通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に努められるとともに、街頭での清掃活動、公開講演会などの地域社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、地域企業と地域社会の健全な発展にご尽力いただいております。

古河法人会役員及び会員の皆様のこのような活動に対して、深く敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

私どもといたしましても、引き続き皆様と連携協調を図り、できる限りのご協力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入に当たり、令和3年10月1日から登録申請書の提出が可能となります。適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですが、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討いただきたいと思います。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国税当局では、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取り扱うことや、納税の猶予制度をご案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応するとともに、事業者が自ら適正な申告・納付ができるよう、引き続き、説明会をはじめとする周知・広報や指導、相談等といった各種施策にも積極的に取り組んでまいりまいる所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

結びに、公益社団法人古河法人会及び会員企業の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。